

砂川市部活動の地域移行検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 砂川市立中学校における部活動の地域移行（以下「地域移行」という。）に関し協議及び検討を行うため、砂川市部活動の地域移行検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項の協議及び検討を行う。

- (1) 地域移行の取組方針に関する事項
- (2) 地域移行に係る地域のスポーツ、文化・芸術団体等との連携による運営体制に関する事項
- (3) 地域移行に係る環境整備に関する事項
- (4) その他地域移行に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 砂川市立中学校関係者
- (2) 砂川市スポーツ協会関係者
- (3) 砂川市文化協会関係者
- (4) スポーツ団体関係者
- (5) 文化団体関係者
- (6) 小中学校の児童又は生徒の保護者で構成する団体関係者
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 会長は、必要に応じ、委員以外の者に会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、学務課において行う。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年5月21日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この訓令の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

(協議会の招集の特例)

- 3 この訓令の施行後、最初に開かれる協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。